



福岡医発第 1990 号 (地)
令和 6 年 10 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」
に関する周知について

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要とされているところです。

これに関連して、厚生労働省より、別添のとおり協働化・大規模化等による経営改善に資するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」としてとりまとめたとの事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、厚生労働省ホームページに特設ページが開設されておりますので、あわせてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所の協働化・大規模化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

(添付資料)

○「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」に関する周知について (協力依頼)

(令和 6 年 9 月 19 日 厚生労働省老健局高齢者支援課、社会・援護局福祉基盤課 事務連絡)

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳大三郎
会長 島田昇二郎

令和6年10月6日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」
に関する周知について

介護サービス市場において人材確保が困難となるなか、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要とされているところです。

これに関連して、厚生労働省より、別添のとおり、協働化・大規模化等による経営改善に資するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」としてとりまとめたとの事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

また厚生労働省ホームページに特設ページが開設されておりますので、あわせてお知らせいたします。

厚生労働省「介護施設・事業所の協働化・大規模化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」に関する周知について
(協力依頼) (令 6.9.19 厚生労働省老健局高齢者支援課、社会・援護局福祉基盤課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 19 日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
社会・援護局福祉基盤課

「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」
に関する周知について
(協力依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 6 月に決定された「デジタル行財政改革 取りまとめ 2024」(令和 6 年 6 月 18 日デジタル行財政改革会議決定)では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための対策を講じることとされたところです。

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要です。

厚生労働省としては、こうした協働化・大規模化等による経営改善に資するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」としてとりまとめ、厚生労働省ホームページに特設ページを開設したところ、貴団体におかれましては、会員企業等に対するパッケージの周知等について、御協力、御配慮をお願いいたします。

周知を行う際の参考資料として、パッケージの概要資料(別紙)、当該特設ページのリンク(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>)をお送りしますので、御活用ください。

以上

(参考1)「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)(抄)

(経営の協働化・大規模化等による介護経営の改善)

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、協働化・大規模化等による経営改善の取組が必要である。

こうした経営改善の取組を推進するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を講じる。また、すべての介護関係者に協働化・大規模化等の必要性和その方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。

<「経営課題への気づき」段階における支援(選択肢の提示)>

経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知(2024年度中に作成、作成後速やかに周知)、社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知(2024年度中)、都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知(2024年度中)に加え、2023年度から各都道府県に順次設置されているワンストップ窓口において介護現場における生産性向上の取組を支援するほか、2024年度中によろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)における相談対応や(独)福祉医療機構の経営支援について、周知徹底を図ることとする。

<「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援(手続・留意点の明確化)>

2024年度中に、社会福祉法人の合併手続ガイドライン等を改定し、第三者からの支援・仲介に必要な経費について社会福祉法人が合理性等を判断した上で支出できることに加え、社会福祉法人の合併手続そのものを明確化し、周知するとともに、社会福祉連携推進法人の申請手続マニュアルを作成・周知する。この他、支給基準の客観性をより高めるため役員の退職慰労金に関するルールを明確化することとする。

＜「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）＞

2024 年度において、小規模法人等のネットワーク化の取組への支援、事業者が協働して行う人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約などの職場環境改善への支援、社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援、(独)福祉医療機構による社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資を行うこととする。

（参考 2）デジタル行財政改革会議ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/index.html

協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策**を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、**積極的に発信**する。
(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

①「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
 - 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
 - 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
 - 役員の退職慰労金に関するルール of 明確化（※2）（事務連絡の発出）
- ※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）